

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成21年6月24日
【会社名】	ヘリオス テクノ ホールディング株式会社 (旧商号 フェニックス電機株式会社)
【英訳名】	Helios Techno Holding Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田原 廣哉
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市豊富町御蔭703番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長田原廣哉は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している。

当社グループは、財務報告の重要な事項に虚偽記載が生じることのないよう、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に定める内部統制の基本的要素に沿って、仕組み・規程を整備し、これを組織内のすべての者により業務の過程で遂行できるよう周知徹底させ、組織を取り巻く環境の変化に応じて見直すことで、財務報告に係る信頼性を確保した。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や、非定型的な取引等には必ずしも対応していない場合があり、固有の限界を有するためその目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは平成21年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し、当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定した。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別した。統制上の要点となる内部統制が、虚偽記載の発生するリスクを十分に低減しているかどうかについて、整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価が適切と考えられるものについては、会社及び連結子会社1社を評価の対象とした。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、各事業拠点の内部取引を消去した売上高の金額が高い拠点から合算していき、概ね2/3に達している1事業拠点を重要な事業拠点とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加した。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当社代表取締役社長田原廣哉は、平成21年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は、有効であると判断した。

4 【付記事項】

当事業年度の末日後、会社分割（分社型新設分割）によってフェニックス電機株式会社を新設した。また、株式会社日本技術センターを完全子会社として同社との経営統合を行った。さらに、ナカン株式会社の事業譲受けに関する基本合意書を締結した。これらは、翌期以降の当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性がある。

5 【特記事項】

特記すべき事項なし。